戸田市告示第　　436　　号

公　示　送　達　書

令和8年11月5日

戸田市長 菅原　文仁

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、下記の書類は、戸田市長（収納推進課）が保管していますので、

送達を受ける者は、申し出のうえ受領してください。

送達を受ける者の氏名	後藤　康也
送達する書類	戸収第3012号

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、提示を始めた日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなします。